

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小田原市長

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 小田原市 142069 |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 中央地区 (足柄・久野) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月14日(対面)、3月1日(対面)、令和7年1月23日(対面)、 令和8年3月27日(HP) (第1~4回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、箱根山麓の丘陵地帯であり、山間部は柑橘やキウイフルーツ等の樹園地、平坦部は普通畑、一部水田地帯となっている地域で、(一部)市街化区域内の農地も存在する都市的地域である。 ・農業者の高齢化と後継者・担い手不足は著しく、農地についても、営農しておらず管理のみを行っている所有者も多くなっており、傾斜地、丘陵地、山間部を中心に耕作放棄地の増加が見られる。 ・農地との接道状況等の営農環境の悪化や鳥獣被害、肥料の購入をはじめとした農業経費の増加、所得の減少も課題となっている。 ・農地を他人に貸すことを懸念される方も多いため、理解を得ていく必要がある。 ・新たな担い手の獲得やマッチングが課題となっている。 <p>【地域の基礎的データ】(農林業センサス2020より)※令和2年度 総農家数:279戸(うち、農業経営体数:155経営体) 農業経営体数の年齢状況:70歳以上 58.0%(うち、75歳以上 34.1%) 主な作物:みかん、茶、キウイフルーツ、野菜</p> |
|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・主力作物である柑橘類、キウイフルーツ、また今後栽培の拡大が期待されるレモン・ニンニク等の農産物の更なる販路拡大、出荷・販売価格の値上げによる価格の適正化・売上向上が必要である。 ・農地については、認定農業者や認定新規就農者等の現在の担い手に限らず、新規就農者や法人をはじめとした多様な農業を担う者への集約化を進めていく。 ・農地活用の手段の一つとして、地区内には多数の市民農園活用事例があり、それらも参考にして検討していく。 ・貸借や売却を希望する農地と規模拡大を希望する者とのマッチングの円滑化を図る必要がある。 ・農道をはじめとした営農環境の改善、整備についても検討していく必要がある。 ・地元をはじめ大消費地である都心へのアクセスが良いという特徴を生かした農産物のPR・販売マーケティング展開について検討していく。 |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 322 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 322 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。営農に著しく条件の不利益な農地については保全・管理等の区域の候補とし地域で慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年1月23日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・小田原市荻窪1022(1824㎡)、1023-1(1297㎡) 地図No.1
- ・小田原市久野4170-11(761㎡) 地図No.2
- ・小田原市久野1867-1(733㎡)、1871-1(1054㎡) 地図No.3
- ・小田原市久野232(1725㎡) 地図No.4

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手、その他多様な農業を担う者への農地集積を進める。また現に耕作していない土地の所有者に対する農地中間管理機構の利用促進の手法を検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構については、組織統合による名称変更の影響等で認知度が低いため、農地中間管理機構の認知度を高め、その上で機構を活用して農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域のニーズを踏まえ、集積が進むよう用水路・農道を中心とした基盤整備を検討していく。特に農道については新たな担い手にとって営農意欲が向上するような水準の農道整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・認定農業者や認定新規就農者等の担い手に限らず、新規就農者や法人をはじめとした地域内外からの多様な農業を担う者の確保のため、新規就農者用の住宅確保の検討をはじめ、受け入れ態勢の整備や育成に取り組んでいく。また、地域や市、JAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
 ・後継者問題については、農業に対するポジティブな思考を持ってもらうため、幼少時から農業に触れることのできる環境づくりを地域で検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業委託等については、今後要望が増加していくものと思われ、地域での支え合いが必要。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会が行う制度(捕獲報奨金、侵入防止柵購入費補助等)を活用して、鳥獣被害対策を実施していく。また、鳥獣捕獲について猟友会との連携を検討する。